

令和 8 (2026)年度 国立市行政経営方針

令和 7 (2025) 年 8 月

国 立 市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
第 2 現状と課題	1
■ 経済状況等	
1 日本の経済状況	
2 政府動向	
3 多摩地域の経済状況等	
■ 国立市行政経営を取り巻く現状	
1 人口動態	
2 市民生活等	
3 行政経営上の課題	
4 財政運営上の課題	
第 3 財政状況（令和 6（2024）年度決算の概況）	8
■ 決算の概況	
第 4 令和 8（2026）年度重点施策の考え方	9
■ 施策推進に当たっての基本的な考え方	
■ 社会経済状況の変化への対応	
■ 行政評価と社会的ニーズに基づく施策の分類	
■ 令和 8（2026）年度行政経営方針のイメージ	
第 5 令和 8（2026）年度の各施策の方向性	1 2
■ 各施策の方向性	
(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）	
(2) 成果の向上を目指す施策	
(3) 現在の成果水準を維持すべき施策	
(4) 市政の推進を支える施策	
第 6 令和 8（2026）～令和 11（2029）年度実施計画の策定について	2 9

【参考資料】

図 1 決算額の推移（一般会計）

図 2 経常収支比率の推移

図 3 地方債残高の推移

図 4 基金残高の推移

【行政経営方針策定の経過】

第1 行政経営方針の位置づけ

本方針は、行政評価の結果を踏まえつつ、社会状況やこれまでの市の取組状況を加味し、次年度の施策の取組の方向性を大枠として示すものである。すなわち、施策評価の結果をもとに、現時点での社会的ニーズ、国や都の動向等を考慮し、施策の優先順位を示すとともに、令和8(2026)年度予算編成方針及び令和8～11(2026～2029)年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点施策を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、事業のスクラップアンドビルドを行ったうえで精選した事業を積極的に展開していくこととする。

第2 現状と課題

■ 経済状況等

1 日本の経済状況

(1) 景気判断

我が国の景気は、「米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している」と基調判断されている（月例経済報告 令和7年7月 内閣府）。その理由として、個人消費には消費者マインドの改善に遅れがみられるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられ、設備投資も持ち直しており、輸出・生産は横ばい、通商問題が及ぼす影響に留意する必要があるが企業収益や雇用情勢は改善がみられ、消費者物価は上昇していることが挙げられる。

なお、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、米国の通商政策の影響や、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響などが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

(2) 雇用情勢

同じく内閣府の月例経済報告（令和7年7月）によれば、民間職業紹介における求人動向は横ばい圏内、就業率は緩やかに上昇となっているほか、定期給与及び現金給与総額が増加している。また、日銀短観（6月調査）において企業の人手不足感を示す雇用人員判断DIは、全産業では-35となっており、3月調査に比べて2ポイント不足超幅が縮小した。こうした状況を踏まえて、雇用情勢は改善の動きがみられると示

されており、先行きについては、改善していくことが期待される。

(3) 経済情勢

日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2025 年 7 月）」によれば、基本的見解《概要》として「先行きのわが国経済を展望すると、各国の通商政策等の影響を受けて、海外経済が減速し、わが国企業の収益なども下押しされるもとで、緩和的な金融環境などが下支え要因として作用するものの、成長ペースは鈍化すると考えられる。その後については、海外経済が緩やかな成長経路に復していくもとで、成長率を高めていくと見込まれる。」としている。

物価の先行きについては、生鮮食品を除く消費者物価が「2025 年度に 2% 台後半となったあと、2026 年度は 1% 台後半、2027 年度は 2% 程度になると予想される」とあり、「消費者物価の基調的な上昇率は、成長ペース鈍化などの影響を受けて伸び悩むものの、その後は、成長率が高まるもとで人手不足感が強まり中長期的な予想物価上昇率が上昇していくことから」、徐々に消費者物価の基調的な上昇率が高まっていくと予想され、日銀の定める「物価安定の目標」と概ね整合的な水準で推移すると考えられている。

なお、リスク要因としては、「各国の通商政策等の今後の展開やその影響を受けた海外の経済・物価動向を巡る不確実性は高い状況が続いており、その金融・為替市場やわが国経済・物価への影響を十分注視する必要がある。」と示されている。

2 政府動向

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025 ～『今日より明日はよくなる』と実感できる社会へ～」を令和 7（2025）年 6 月に閣議決定した。

(1) 本基本方針 2025 の考え方

日本経済を取り巻く国際秩序については、「現在、自国第一主義や権威主義的国家の台頭によって変化しつつある。力や威圧による一方的な現状変更の試みも続いている」との認識が示され、国内については、「頻発する自然災害や甚大な被害が想定される大規模地震への対処、老朽化したインフラの保全、エネルギー・食料・経済安全保障の確立など、強靱な経済構造をつくるための課題は山積している」が、「官民が連携し、こうした課題解決のための取組を推進し、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことこそが、『新しい資本主義』の実現」であるとしている。

その上で、「『新しい資本主義』の実現に向けた取組によって、30 年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあり、5%を上回る賃上げが 2 年連続して実現した。石破内閣は、その取組を更に進め、『賃上げこそが成長戦略の要』との考え方に立って、最低賃金の引上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現する。そして、国民が『今日より明日はよくなる』と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができ

る『新しい日本・楽しい日本』を実現することを目指す」と宣言している。

(2)当面の経済財政運営と令和 8 年度予算編成に向けた考え方

当面の経済財政運営については、「米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。地域の中堅・中小企業の最低賃金を含む賃上げの環境整備として、適切な価格転嫁や生産性向上、経営基盤を強化する事業承継・M & A を後押しするなど、施策を総動員する」としている。

令和 8 年度予算編成に向けた考え方は、「当面のリスクへの備え・対応に万全を期すほか、賃上げ支援の施策を総動員するとともに、日本経済全国津々浦々の成長力を強化することによって、成長型経済への移行を確実にすることを目指す」とともに、「地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、防衛力の抜本的強化を始めとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、外的環境の変化に強い経済構造の構築、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等により、メリハリの効いた予算編成とする」としている。

3 多摩地域の経済状況等

多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい 第 113 号 2025 年 8 月号」(季刊)によると、6 月期の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断については、全業種の業況判断は前期と変わらず 1 となり、景況感は横ばいの結果となった。業種別では、製造業や卸売業、不動産業において業況の改善が見られる一方、建設業、サービス業の業況は悪化した。規模別では、中規模企業では改善しているものの、小規模企業では悪化しており、規模感での業況 DI の乖離は広がっている。なお、来期(9 月期)の全業種業況判断は今期より 1 ポイントの減の 0 となるとの見通しが示されている。

■ 国立市行政経営を取り巻く現状

1 人口動態

(1) 国立市の人口動態

令和 7 (2025) 年 8 月 1 日現在の本市の人口は 76,368 人(前年同月比+192 人)であり、横ばいから微増となっている。

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(令和 5(2023)

年推計)」においては、当市の人口は 2025 年まで増加を続けると推計されている。その後は減少基調となり、2050 年において対 2020 年比 97.1%という総人口指数が示されている。また、令和元（2019）年に実施した国立市住民基本台帳人口に基づく独自推計では、令和 2（2020）年から令和 7（2025）年頃がピークとなり、その後ゆるやかに減少すると推計されている。どちらの推計においても、人口構成の面では少子高齢化を受け、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢人口が増えたと見込まれている。

(2) 東京都の人口動態

東京都の総人口(住民基本台帳ベース)は、令和 6(2024)年中に 90,632 人(0.64%)増加しているが、そのうち日本人人口は 13,003 人の増加にとどまった。地域別に見ると、区部は 87,528 人(0.89%)の増加、市郡部は 3,625 人(0.08%)の増加となっており、依然として区部の人口増加の方が多いものの、市郡部についても増加に転じた。なお、区部ではすべての区が人口増となっているのに対し、市郡部では多くの自治体で人口減となった。

2 市民生活等

(1) 課税状況

国立市の個人市民税の納税義務者数は引き続き増加しており、令和 7（2025）年 7 月 1 日現在で 42,734 人であり、過去最多であった対前年同日比 + 855 人と毎年度増加を続けている状況である。これは、定年延長や共働き家庭の増加などが要因として推測される。

納税義務者数及び給与所得の増加はあったものの、ふるさと納税による税額控除の拡大や定額減税の実施によって、令和 6（2024）年度の個人市民税は前年度に比べ約 1,546 万円減の 75 億 340 万円となった。

(2) 雇用環境

完全失業率は、令和 7（2025）年 6 月現在、全国で 2.5%と前年同月比で±0.0 ポイントとなっており、小幅に増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいで推移している。また、厚生労働省が発表した「毎月勤労統計調査 令和 7 年 6 月分結果速報」によると、現金給与総額は 511,210 円で前年同月比 2.5%の増となっており、増加傾向となっている。また、実質賃金については前年同月比で 1.3%の減となっており、物価高騰の影響などから 6 か月連続で減少となったものの、名目賃金が伸びたため、マイナス幅はここ半年で最小だった。政府は、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現を目指しており、今後も同様の傾向が続くと推測されるが、経済情勢によっては大きく変化する可能性もある。

(3) 市民意識

第 17 回国立市世論調査及び第 16 回国立市市民意識調査（令和 7（2025）年 3 月）では、「これからも国立市に住み続けたいと思う」市民の割合（「ずっと住み続けたい」「当分住み続けたい」の合計）は 88.5%（前年度比+5.4 ポイント）であり、依然高い水準を維持している。

子育て環境については、18 歳以下の子どもがいる市民を対象にした「国立市は子育てがしやすいと思う」市民の割合（「思う」「わりと思う」の合計）は 70.2%で、令和 7 年 1 月からの学校給食無償化を始めとする様々な子育て施策を推進していることもあり、前回調査から 3.9 ポイント増加した。

また、世論調査における市政全般の満足度、優先度については、施策別の評価で最も市民からの評価（「評価できる」と「どちらかといえば評価できる」の合計）が高かったのは「施策 16 花と緑と水のある環境づくり（68.3%）」で、「施策 21 魅力あるまちづくりの推進（59.8%）」、「施策 18 ごみの減量と適正処理（59.2%）」と続いた。一方、力を入れてほしい施策（「特に力を入れてほしい」と「力を入れてほしい」の合計）（複数選択）については、「施策 13 防災体制の充実（86.4%）」が最も多く、次いで「施策 23 下水道の整備・維持・更新（85.9%）」、「施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備（84.9%）」の順となっている。

3 行政経営上の課題

(1) 子育て・子育て支援

令和 6（2024）年の国立市における出生数は 366 人となり、コロナ禍により減少した出生数に回復は見られない。日本が成熟社会となりつつあるなか、将来を担う子どもたちが健やかに成長し、豊かな教育が保障される環境を整えていくことが必要となっている。これまでも妊娠前からの切れ目のない支援を進めるとともに、「非認知スキル」の向上の視点から子どもの生きる力を伸ばす施策を推進し、子どもの権利を保障する国立市子ども基本条例を制定した。引き続き、国や都の動向を注視しつつも、子育て・子育て環境の充実に向けて取組を強化していかなければならない。

(2) 超高齢社会への対応

団塊の世代が後期高齢者となる令和 7（2025）年を迎え、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる 2040 年には、市の高齢化率が 30%を超える見込みである。医療費や介護保険料など市民の負担が増加する可能性があるほか、財政運営への影響や支援の担い手が不足していく状況も考えられることから、この間取り組んできた地域包括ケアのまちづくりの経験を踏まえ、「健康・医療・福祉のまちづくり」の実現を目指し、ハード・ソフトを含めた総合的な「健康まちづくり」を推進してきた。これをさらに発展させ、多面的に身の回りのことに幸せや満足を感じられる状態（ウェルビーイング）

を「^{けんこう}健幸」と表し、市民一人ひとりが幸せを実感し、生きがいを持ちながら暮らせる「健幸・つながりのまちづくり」を目指す。具体的には、市民が集える居場所の可視化や、参加機会や身体活動を増やす仕組みとしての健康ポイント事業を始め、あらゆる施策において市民がより良い生活を送ることができるような取組を進めていく必要がある。

(3) 地球温暖化への対応

世界規模での気候変動は深刻さを増しており、平均気温の上昇や海面水位の上昇などが観測されている。日本においても、気候変動を要因として夏季の熱中症患者や甚大な被害を及ぼす風水害が増加している。

国立市では、令和3(2021)年に2050年までに「ゼロカーボンシティ」を目指していくことを表明し、令和5(2023)年度に国立市における温室効果ガスの削減と気候変動への適応を推進するための計画として、「国立市地球温暖化対策実行計画」を策定した。将来の世代に豊かで暮らしやすい環境を引き継ぐために、行政が率先して取組を進めるとともに、全市民の協力のもとゼロカーボンシティの実現に取り組んでいく必要がある。

(4) 次世代に引き継ぐまちづくり

人口減少社会の到来が目前に迫る中、国立市が将来にわたって「住み続けたいまち」「選ばれるまち」となるためには、これまで培ってきた「国立ブランド」を大切にしつつ、市内各地域の特性に応じたまちづくりを進めることで、まちとしての活力や魅力を高めることが求められている。国立駅周辺地域については、国立駅南口の広場整備を着実に進め、谷保駅周辺や矢川駅周辺地域については、南武線連続立体交差事業を見据え、都市基盤の整備や狭あい道路の拡幅など安心安全のまちづくりを進める必要がある。

また、市内の約2割の人口が集中し、市役所本庁舎を始めとした公共施設が多数集積する富士見台地域については、「富士見台地域重点まちづくり構想」に掲げる公共施設の再編と一体的なまちづくりを進めることで、コミュニティインフラ¹を次世代に継承していくことが必要である。

(5) 働き手・担い手不足への対応

多くの業界で働き手となる生産年齢人口の減少に伴い、人手不足感が広がっており、人員が確保できないという理由で事業から撤退したり、倒産したりする事例が相次い

¹ 地域に暮らす多様な世代の生活、交流を支え、暮らしの魅力を高めるハード・ソフトの生活基盤のこと。

でいる。行政分野においても市役所職員の減少の問題に加え、地域活動の担い手も少子高齢化や人間関係の希薄化等の理由により減少傾向にあるといった問題を抱えている。

これらの問題に対応し、地域社会を存続させていくために、現在の社会資源を有効に活用しつつ、少ない労力で維持していく方策を模索する必要がある。

(6) 自治体 DX の推進

新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大を契機として、これまでの社会慣習が見直され、多様な働き方の導入や社会のデジタル実装が急速に進む結果となった。国立市では、令和4(2022)年度に「国立市自治体 DX 推進計画」を策定し、オンライン申請の拡充、文書管理システムの導入など、様々な取組を進めてきたが、働き手・担い手の不足や超高齢社会といった課題に対応するため、単なる「行政のデジタル化」ととどまらず、行政事務における生成 AI の活用や、窓口業務や相談業務におけるデジタル技術の活用などにより、市民サービスを向上させるための行政の「変革」が求められている。

4 財政運営上の課題

令和6(2024)年度決算では、経常収支比率が99.0と前年度に比べ0.1ポイント悪化している。その要因としては、人件費の増等により分子となる経常的経費充当一般財源の増加が、地方税の増等により分母となる経常一般財源の伸びを上回ったことによる。今後は、引き続き社会保障関係経費が大きく増加していく傾向であるほか、第二小学校改築工事等による公債費の増加も見込まれる。

ここ数年は財政調整基金の取崩しを行わざるを得ない状況が続き、当初予算編成においても財源が確保できないことを理由に一部の事業の実施を見送るといった対応を迫られている。今後さらにこのような状態が続けば、財政調整基金が枯渇し、その結果として災害発生時の緊急的な需要への対応はもとより、通常の予算編成が極めて困難になることが見込まれる。

また、全国的な賃上げ動向や法改正等による人件費の増加、物価上昇による物件費の増加も予想されることから、必要な市民サービスを安定的に提供するために、市税を始めとする自主財源を確保していくとともに、行財政改革の取組を着実に進め、持続可能な財政運営を行う必要がある。

第3 財政状況（令和6（2024）年度決算の概況）

■ 決算の概況

国立市の令和6（2024）年度決算額（普通会計）は、物価高騰対策や少子高齢化の進展に伴う扶助費の増などにより、歳入389億6千3百万円、歳出384億4千7百万円となり、歳入・歳出とも過去最大規模であった令和2（2020）年度に次ぐ規模となった。

基金は、積立額が10億7千9百万円だったのに対し、取崩額が13億2百万円だったことから、基金残高は前年度に比べ2億2千3百万円減の69億9千8百万円となった。また、地方債は、元金償還額が17億2千6百万円だったのに対し、新規借入額が19億1千万円だったことから、地方債残高は前年度に比べ1億8千4百万円増の120億2千8百万円となった。

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は99.0%と、前年度の98.9%に比べ0.1ポイント悪化した。その要因は、分母（経常一般財源）が地方税の増等により8億1千4百万円の増となったものの、分子（経常的経費充当一般財源）人件費の増等により8億2千7百万円の増となり、結果的に分母より分子の増が上回ったことによる。

今後の展望についてみると、歳入の根幹である市税については、定額減税減収補填特例交付金を加えた個人市民税総額では増、また、路線価上昇等により固定資産税の増があったものの、ふるさと納税による財源流出や不透明な景気動向等を鑑みると、どこまで税収増が続くかは不安定な状況にある。一方、歳出については、扶助費、高齢化の進展に伴う介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金は引き続き伸びていくことが想定される。また、児童福祉費関連の扶助費の高止まり、社会的な賃上げ傾向に伴う給与・報酬単価の増や会計年度任用職員への期末勤勉手当支給開始による人件費の増が継続して見込まれることから、経常経費は構造的に増加傾向となることが見込まれる。更に、第二小学校建替えや旧本田家復原などの大規模事業も継続しており、今後ますます厳しい財政運営が予想される。国立市が目指すまちの将来像を実現するためにも、引き続き行財政改革を進めていくとともに、あらゆる事業の実施に際しては、経済動向等を注視したうえでその時期や方法について弾力的かつ的確に判断する必要がある。

第 4 令和 8（2026）年度重点施策の考え方

■ 施策推進に当たっての基本的な考え方

第 5 期基本構想第 2 次基本計画に定める 29 の基本施策を着実に推進する。施策の推進に当たり、基本構想に掲げる基本理念「人間を大切にする」及びソーシャル・インクルージョンの理念の下、効果的に資源を活用し、最少の経費で最大の成果を挙げよう努力する。また、物価高騰や少子高齢化などの困難な状況において、子育て支援や市内事業者の活性化などにより地域の活力を取り戻すとともに、高齢者をはじめとする支援を必要とする方々へのケアを充実させることを基本的な考え方とする。さらに、各施策の取組においては、当事者及び当事者以外の市民の視点も踏まえて進めたいけるよう対話を重視し、全ての市民が安心・安全に生活できるよう取り組む。

■ 社会経済状況の変化への対応

社会経済状況の変化は目まぐるしく、そのような中でも市民生活を豊かにするため、行政需要を的確に把握し、対応していく必要がある。そのため、第 5 期基本構想第 2 次基本計画に定めのない事項についても、本方針に掲げる方向性に基づき、必要な取組を行うものとする。また、あらゆる行政課題に対応するため、組織横断的な取組については施策の枠組に捉われず、全庁的に推進する。

■ 行政評価と社会的ニーズに基づく施策の分類

令和 8（2026）年度の施策の方向性については、課長層による施策評価における成果等の振り返りを経て、理事者及び部長層による施策優先度評価会議において、成果の向上と維持とともにコストの増加、維持及び抑制の視点から検討し、以下(1)から(3)までの 3 つの区分に分類した。また、市政の根幹をなす施策や、行政組織の内部管理的な要素の強い施策については、「(4) 市政の推進を支える施策」に分類した。これらの分類のうち、総コストを増加させてでも成果の向上を目指す施策を重点施策に位置付ける。

なお、厳しい財政状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコストを削減するとともに歳入増加の取組を行うことにより、全体的な財政フレームを調整していくものである。

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があべき水準に達していない又は特に推進すべき施策であると考えられ、成果を向上させるため、厳しい財政状況において施策内の事務事業を見直す前提で、コストの増加を抑えつつ他の施策より優先的に財源を振り向けて取り組むべき分野

の施策

(2) 成果の向上を目指す施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果があ
るべき水準に達していないと考えられ、施策内の事務事業を見直すことによりコ
ストを増加させずに成果の向上を目指す分野の施策

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

成果水準と市の役割分担を勘案した施策の相対的評価の中で、施策の効果が一
定水準に達していると考えられるため、成果を維持しつつも、施策内の事務事
業を見直すことによりコスト抑制を目指す分野の施策

(4) 市政の推進を支える施策

(1)～(3)の施策を推進しつつ、持続可能なまちとしてありつづけるため、その
すべての基礎となる人権・平和を大切に、性別・性的指向・性自認にかかわら
ず誰もが暮らしやすいまちづくりの推進や、行政組織運営において必要不可欠で
ある財政運営や職員の能力向上、時代の変化にあわせた事務事業の改善、公共施
設マネジメント、情報の保護及び発信等の市政全体を支える基盤となる分野の施
策

令和8(2026)年度 基本施策の方向性

(1)重点施策（積極的に投資する分野）

子ども

高齢者支援

まちづくり

商工観光

学校教育

環境

国立駅周辺

富士見台
地域

南部地域

(2)成果の向上を目指す分野

文化・芸術

防災

下水道

健康・医療

防犯

農業

地域福祉

コミュニティ
支援

(3)現在の成果水準を維持する分野

社会教育

公園・緑化

都市計画

スポーツ

ごみ対策

空き家対
策

しょうがいし
や支援

道路

水路

交通

(4)市政の推進を支える分野（持続可能なまち）

人権・平和

行政改革

人事

法務

公共施設マネジメント

男女平等

情報発信

財政

DX

第5 令和8（2026）年度の各施策の方向性

■ 各施策の方向性

(1)優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

- 3.安心して子どもを産み育てられる子育て支援
- 4.すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援
- 5.学校教育の充実
- 10.高齢期の充実した生活への支援
- 17.環境の保全
- 21.魅力あるまちづくりの推進
- 24.商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

(2)成果の向上を目指す施策

- 6.文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- 9.健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化
- 12.支え合いの地域づくりと自立支援
- 13.防災体制の充実
- 14.防犯対策の強化と消費生活環境の整備
- 15.地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進
- 23.下水道の整備・維持・更新
- 25.農業振興と農地保全の推進

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

- 7.生涯学習の環境づくり
- 8.スポーツの振興
- 11.しょうがいしゃの支援
- 16.花と緑と水のある環境づくり
- 18.ごみの減量と適正処理
- 19.道路の整備と適正管理
- 20.交通環境の整備
- 22.地域特性を活かしたまちづくりの推進

(4) 市政の推進を支える施策

- 1.人権・平和のまちづくりの推進
- 2.女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現
- 26.変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営
- 27.情報の積極的な発信と共有・保護
- 28.将来にわたって持続可能な財政運営
- 29.公共施設マネジメントの推進

(1) 優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）

<子ども・学校教育>

これまで待機児童解消に向けた取組や子ども総合相談窓口の開設など、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに取り組んできた。令和5（2023）年4月開業のくにたち未来共創拠点矢川プラスでは、多世代が交流しつつまちぐるみで子育てを行う拠点として、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携しながら市の目指す幼児教育のさらなる推進を図る。また、令和7（2025）年7月開業の子育ち・子育て応援テラスにおいても、子どもの主体的な成長を育むとともに、幼児教育及び子育て環境の向上を図る。さらに、学校教育においては学校・学級における包摂力の向上を図る。

<基本施策3 安心して子どもを産み育てられる子育て支援>

- こども医療費の一部負担分（200円）の無償化、幼稚園・保育園の給食費・副食費の低減、幼稚園に関する費用負担の低減など、子育て世代のさらなる負担軽減方策について、東京都等への助成措置拡大を働き掛けつつ、26市の実施状況や財政への影響を踏まえて検討を進める。
- 都補助制度によるベビーシッター補助（都負担10/10）の導入可能性を調査し、ベビーシッターを安心して利用しやすい環境整備を図り、一時預かりなど子育て世代への支援を強化する。
- 「身近に魅力的な子育て/子育ち支援施設があるまち」を市の魅力・強みとし、市内における子育て支援機能の地域偏在を解消するため、谷保駅周辺における子育て支援施設の設置について、適地確保の可能性や、財政への影響なども踏まえて調査研究を進める。
- 年少人口減少などの影響による定員割れに対する支援について、継続して市内保育・幼児教育施設と協議する。あわせて、こども誰でも通園制度や地域子育て支援事業等の市内保育・幼児教育施設と連携した子育て支援策の充実について検討を進める。
- 各地の市民プラザ・公会堂・地域防災センター・福祉館などのコミュニティ施設について、子どもも利用しやすい施設とするため、短期間での建替が見込まれない施設のうち、地域住民や地域団体の意見を聞いた上で、利用状況や老朽化の程度などから必要性が高いと考えられるものは、設備・機材の更新、内装改修やトイレ改修等を検討する。また、各施設の利用予約について、システム導入など予約手法の改善について検討する。各施設についての検討をした上で、財政への影響を踏まえて、全体的な改修スケジュール策定に取り組む。
- くにたち子どもの夢・未来事業団の運営支援を行うとともに、同事業団へ移管された矢川保育園の民営化による人的・財的効果及び保育内容の評価検証結果を踏

まえ、2 園目以降の民営化の方針などを盛り込んだ（仮称）第二次保育整備計画の検討を行う。

- くにたち子どもの夢・未来事業団との発達支援事業における連携協定に基づき、広く子どもの発達や支援に関する市民の理解を深める。
- PMH（Public Medical Hub）の導入により、こども医療証とマイナ保険証の一体化を図る。

<基本施策4 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援>

- 「小一の朝の壁」を解消するため、まずは試験的な導入を念頭に、実施校・実施時間・人員確保のあり方・費用負担などについて、子ども家庭部と教育委員会の連携のもと、具体的な検討を進め、できる限り早期に試行を開始する。試行を踏まえて、全小学校への展開に向けた検討を進める。
- 幼保小連携の取組を継続・発展させるため、教育委員会、くにたち子どもの夢・未来事業団と連携し、情報交換や研修会を実施する。加えて、連携グループ外の小学校と幼稚園・保育園・認定こども園との連携や連携グループに学童保育所を含めることなどを検討する。
- 学童保育について、子どもが長時間過ごす場としてより良い場とするための不断の取り組みとして、子どもや保護者の意見を聞き、改善のあり方について総合的に検討を行う。
- 矢川プラス内に設置されている幼児教育センターにおいて、市内の保育・幼児教育施設での保育・教育の質の向上を図るための研究・研修事業を充実させる。
- 図書館や公民館など、既存施設の学習スペース・こども向けスペースの環境改善について、財政への影響を踏まえつつ、検討を進める。
- 国立市子ども基本条例に基づき、子どもの権利の普及・啓発を実施する。
- 医療的ケア児の保育園入所に係るガイドラインに沿った入所支援及び園に在籍する医療的ケア児及び受入れ園への支援を行うとともに、国立版かしのきシート（成長記録やサポート内容等を記載したシート）の作成や、医ケア児等へのライフステージに応じた関係機関ごとの支援体制と役割分担の明確化に取り組む。
- くにたち発達サポートブックを適宜改訂するとともに、市内の発達支援事業所を紹介するフェアを開催する。
- 就学後も切れ目なく発達支援ができるように、教育やしょうがい部門と情報共有ができる共通シートを作成する。
- 子ども長崎派遣平和事業を実施するとともに、青少年海外短期派遣事業の再開を検討する。
- 若者会議（仮称）を開催し、若者世代への必要な支援のあり方について当事者である若者から提案を受け、具体的な施策について検討を行う。

- アフターコロナ以降における子どもの居場所、子ども食堂との連携・支援の在り方を整理するとともに、多様な子どもの学びの場となる居場所の整備について検討する。

<基本施策5 学校教育の充実>

- 令和7年度中に策定予定の新たな教育大綱に基づき、子どもたち一人一人のウェルビーイングを実現するために現代・未来に求められる、非認知能力も含めた様々なチカラ・価値観を育む教育を推進する。
- 学校・学級の包摂力を高め、多様な子どもたち一人一人がその子らしく成長できるようにするための環境整備を行う。
- 児童生徒一人当たり1台のタブレット端末の運用を円滑に進めるとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進を支援する。
- 東京都内自治体において共通化・共同調達を目指す統合型校務支援システムの導入等次世代校務DX環境整備の検討を進め、教員が児童生徒に向き合う時間の確保や教職員の働き方の柔軟化、スケールメリット等により行政コスト削減を実現するとともに、有能な教職員の人材確保につなげる。
- 学校満足度調査(Q-U調査)の活用等を進め、不登校の未然防止を図るとともに、校内別室指導や居場所事業との連携を充実させ、一人一人のニーズに応じた学びの場を継続的に提供する。
- 国立第二小学校改築事業において、新体育館棟の建設を完了し、校庭等の整備を行うとともに、校舎棟や複合施設との連携・セキュリティライン等を整理する。
- 学習環境を向上させるため、校舎非構造部材耐震化対策等工事などの施設整備を進める。
- 令和8(2026)年度より全校導入となるコミュニティ・スクールの円滑な運営を支援する。
- 地域学校協働活動と連携した「安心してわくわくする放課後時間」の構築に向けて、アフター・スクール・サポート(放課後学習支援教室)の新たな形を検討する。
- 部活動の地域展開について、まずは新たに2部活の土日の地域移行を目指して協議を進めるとともに、地域の教育機関等と連携した地域展開のさらなる推進について検討を進める。
- グローバル人材の育成のため、こどもたちが、外国語を用いてコミュニケーションを図る機会を充実させる。
- 衛生管理を徹底し、安心安全でおいしい給食を提供するとともに、市の食育拠点の一つとして、他部署との連携等により、食育事業の推進を図る。
- 「国立地区学校給食部会」と連携し、国立産野菜の供給率向上に取り組む。

<高齢者支援>

少子高齢化が進む中において、高齢者がその人らしくいきいきと過ごすことができるよう、健康寿命の延伸を図るとともに、必要な介護や支援を受けることも重要である。施策全般の見直し・検討を行いながら、高齢者の福祉向上に取り組む。

<基本施策 10 高齢期の充実した生活への支援>

- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」の一環として、医療・介護保険等の利用がないとみられる独居高齢者の戸別訪問を実施し、当該高齢者の支援に結び付けるとともに、地域として高齢者を支援する体制の構築と、これによる健康増進のさらなる向上を図る。
- 各地の市民プラザ・公会堂・地域防災センター・福祉館などのコミュニティ施設について、高齢者も利用しやすい施設とするため、短期間での建替が見込まれない施設のうち、地域住民や地域団体の意見を聞いた上で、利用状況や老朽化の程度などから必要性が高いと考えられるものは、設備・機材の更新、内装改修やトイレ改修等を検討する。また、各施設の利用予約について、システム導入など予約手法の改善について検討する。各施設についての検討をした上で、財政への影響を踏まえつつ、全体的な改修スケジュール策定に取り組む。
- 市民サポーターの活躍促進と介護予防事業の充実を図るためのボランティアポイントの拡大を検討する。
- 介護予防事業への参加意欲を高めるためのインセンティブについて研究を進める。
- 市の認知症施策のさらなる推進に向けて、認知症施策推進基本計画の策定の検討を進める。
- 介護保険制度の基盤整備として、不足している種別の介護保険事業所の誘致、整備を進める。特に、東2丁目の公有地について、地域に開かれた集いの場の機能を有する小規模多機能施設の公募を進める。
- 深刻化している介護人材不足の状況に対し、生産性の向上を含めた対策を検討し、介護保険事業所の安定的・継続的運営を支援する。
- 財政への影響を考慮しつつ、地域包括ケア推進に向けた相談支援強化の在り方を検討する。

<環境>

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であり、その要因である温室効果ガスの削減は喫緊の課題となっている。全世界的にゼロカーボンの実現を目指す中、将来世代に豊かで暮らしやすい環境を引き継げるよう、2050年までのゼロカーボンシティ実現を目指して取り組む。

<基本施策 17 環境の保全>

- ゼロカーボンシティの実現に向け、令和 5（2023）年度策定の国立市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス削減に向けた対策を推進するとともに、気候変動適応策として激甚化する災害への備えや、熱中症予防など特に夏季の高温対策について、財政への影響を踏まえつつ検討・施策の推進を行う。
- 無作為抽出による気候変動会議市民会議（仮称）の開催について検討を行う。
- 民生部門の CO₂ 排出抑制に向け、省エネ・創エネ関連設備に対する補助制度の活用に向けた周知等を行う。
- 再生可能エネルギー100%使用電力の導入を推進し、自ら率先的な取組を行う。
- 森林環境譲与税を活用し、友好交流都市である北秋田市とのカーボンオフセットの取組を行う。そのほか、森林環境税を活用したハケの管理の可否など森林環境譲与税の活用余地について制度的な研究を行う。
- 環境ネットワーク会議の開催をサポートし、環境等団体間の情報共有、連携等に努める。

<まちづくり>

緑あふれる景観や自然、個性ある賑わいは国立市の大きな魅力のひとつである。今後、活力のあるまちとして持続的に発展し、国立ブランドを高め、シビックプライドの醸成による「住み続けたいまち」の実現に向けて、国立駅周辺地域、富士見台地域、南部地域のそれぞれの持つ魅力を高めるまちづくりを推進する。

<基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進>

- 旧国立駅舎東西広場や円形公園に加え、南口ロータリーも含めた国立駅南口駅前広場の実施設計を進める。
- 国立駅周辺道路等整備事業として東第 1 号線の電線共同溝工事を実施する。
- 国立市富士見台地域重点まちづくり構想に基づき、活動人口の創出や、住みたくなる・住み続けられる団地再生に向け、UR・団地居住者との意見交換に取り組むとともに、市役所本庁舎周辺の重点エリアにおける団地再生と公共施設再編を連携させた、地域の魅力を引き出す未来に向けたまちづくりの検討を行う。

- 市道優先整備路線の整備を進めるとともに、日常生活に密着した区画道路では生活の利便性向上、歩行者・自転車通行の安全性確保、通行支障の改善、消火活動の円滑化、公共交通ルート拡充のため、狭あい道路の解消に向けた取組を進める。
- 南武線連続立体交差事業及び関連事業についての関係者との調整や、市施行事業の検討・調整に取り組むとともに、これらの事業の進展にあわせて、矢川駅周辺、矢川上地区及び谷保駅周辺のまちづくりに取り組む。
- 大学通りなど主要道路を活用したまちおこしのために、更なる歩行者天国の充実のあり方について、地域住民や地域団体の意見を聞き検討を行うとともに、関係機関との調整を進める。
- 高齢者も歩いて楽しめるまちとするための歩道のベンチのあり方、猛暑下での歩行者負担軽減の観点も踏まえた街路樹など緑化のあり方、舗装や街灯のデザインのあり方など、歩行環境の改善について、地域住民の意見を聞き検討を行うとともに、必要に応じて関係者との調整を進める。
- 大学通りの桜の保全・植え替えを含めた緑地帯のあり方について、地域住民・地域団体の意見を聞き検討を行うとともに、関係者との調整を進める。

<商工観光>

まちの賑わい創出やシティプロモーションには、地域経済の活性化や地域コミュニティの維持・強化、まちのブランド力向上といった効果がある。そのような観点から、市外からの消費を引き込み、市内事業者の収益力を強化するための取組を進める。

<基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化>

- 再築された旧国立駅舎を積極的に活用するとともに、商店街を超えた店舗の連携を促進させる補助制度を活用し、賑わいの創出や来街者の増加を狙う。
- 市内商工・観光関連団体を支援し、連携することや、デジタル地域通貨くに Pay により市内経済の活性化を図る。
- 国立市観光大使や、市有施設等をロケーション撮影に活用するフィルムコミッション事業を通じ、市内外からの興味、関心を集めるとともに、市を訪れる人数の増加を図る。
- 国立駅開業 100 周年イベントを企画・実施し、賑わいの創出を図る。
- 既存事業者の経営支援の充実のあり方について検討を行う。
- 事業承継の支援ニーズについて、事業者の実態調査を行う。
- 創業・起業支援及び空き店舗対策として、開業資金の融資あっせん制度等の既存の支援に加えて、家賃・改装費用の補助や、チャレンジショップ・シェアキッチン充実、充実している東京都等の補助金の紹介・活用支援等の支援策を検討する

とともに、女性向けの創業支援策として、コミュニティ形成支援・ロールモデル普及などの施策の検討を行う。

- 若者会議（仮称）を開催し、若者が力を発揮しやすいまちとするための方策について当事者である若者から提案を受け、具体的な施策について検討を行う。
- 「移住促進」「来街者増加」「創業者・出店者増加」など情報発信の目的を整理した上で、目的に応じた発信対象の属性の選定、情報発信の効果を高めるための発信内容や発信手法の選定等の検討を行うとともに、必要な庁内体制整備と関係機関との役割分担の整理を行い、シティプロモーションを展開する。

(2) 成果の向上を目指す施策

<基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護>

- 旧本田家住宅の復原工事を完了させ、開館する。
- 谷保天満宮の都指定文化財に向け、関係機関との調整に取り組む。
- 市民や団体自らが実践する文化・芸術活動や発表、交流等が行いやすいよう、公民館の各室を提供する。
- 文化・芸術に親しむための講座を実施する。
- 第 71 回くにたち市民文化祭を開催するとともに、参加団体増加に向け働きかける。

<基本施策 9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化>

- 健康まちづくりプランの「優先して取り組む 3 つの方向性（ つながり、集えるまち、 楽しく喜びにあふれるウォークアブルなまち、 多様で豊かな食と文化を志向するまち）」に基づく取組を行う。特に、社会参加や運動などを楽しむことのできる「集いの場」の充実に向けて、現状分析をした上で、活動の立ち上げ支援、継続支援のあり方について検討を行う。
- くに Pay を用いた健康ポイント事業を実施するとともに、その評価を適切に行う。
- 第 3 次国立市健康増進計画に基づき、各種事業を実施する。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。

<基本施策 12 支え合いの地域づくりと自立支援>

- 健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会で連携した子どもの貧困対策、ひきこもり傾向にある方の支援を行うとともに、自殺に係る分析等を行い、状況に応じ対策を検討する。
- 住宅確保要配慮者の居住支援窓口を開設し、住み慣れた地域に暮らし続けられる体制構築に努めるとともに、居住支援協議会の設置に向けた研究・課題整理等を行う。
- 住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅の導入に関して、所要の体制整備をした上で、導入に向けた検討等を行う。
- 物価高の状況を踏まえ、フードパントリーへの支援充実に向けて取り組む。
- 国立市地域福祉計画、国立市再犯防止推進計画に基づき、事業に取り組む。
- 権利擁護支援の推進に係る計画の策定及び、それに基づく事業に取り組む。
- 生活に困窮されている方に対し、経済的自立、日常生活自立、社会的自立の 3 つの観点から自立を支援する。
- 重層的支援体制整備移行に伴い、包括的な相談支援体制と支え合う地域の一体的構築を目指し、複合的課題を持つ世帯への支援や、分野を問わない地域の居場所

づくりなどを進める。

<基本施策 13 防災体制の充実>

- 国立市減災対策推進アクションプランにおける取組を実施する。
- 国立市備蓄計画に基づき、防災備蓄品を整備する。
- 新・旧耐震基準の助成対象建築物に対し、制度等の周知を図る。
- 避難行動要支援者名簿の活用及び個別避難計画の充実を図り、実効性のある災害時の支援を検討する。
- 取扱いが終了する MCA 無線に代わる方式の防災無線を新たに配備する。

<基本施策 14 防犯対策の強化と消費生活環境の整備>

- 防犯機器購入緊急補助事業を実施する。
- 立川警察署と連携・調整し、特殊詐欺対策や、いわゆる「闇バイト」対策について検討し、施策を推進する。
- 学校教育において、児童生徒が危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てるための安全教育の充実を図る。
- 消費者相談の実施と注意喚起・情報発信の強化により、安心して消費生活を送ることのできるまちを目指す。

<基本施策 15 地域コミュニティ・課題解決型コミュニティ活動の促進>

- 地域コミュニティの活性化、多文化共生社会の実現に向けた取組の充実を目指す。
- 市民の地域コミュニティ参画を促進し、社会的孤立の防止を図る。
- 自治会・町内会の活動へのさらなる支援のあり方について検討を行う。
- 社会福祉協議会と連携し、地域活動を支援するとともに、地域活動主体の連携を促進する。

<基本施策 23 下水道の整備・維持・更新>

- 国立市公共下水道ストックマネジメント計画により、第 2 期分の改築工事を進めるほか、第 3 期分の実施計画を作成する。
- 雨水浸透ます設置向上のため、窓口指導を徹底するほか、助成制度の P R に努める。
- 経費回収率（100％）の維持に努める。
- 国立市雨水総合管理計画に基づき、分流区域の雨水管未整備地域の設計を進める。

<基本施策 25 農業振興と農地保全の推進>

- 中間評価の結果を踏まえ、第 3 次農業振興計画で決定した優先テーマに取り組む。

- 市民への「くにたち野菜」のPRを通して、販売促進を図る。数か所で実施しているマルシェについて、実施方法改善の検討を行う。
 - 認定農業者制度の活用を図り、農業者の経営改善を支援する。
 - 生産緑地の追加指定に向けた対応を行う。
- 市の原風景である基幹的な農業エリアにおける農地保全のあり方について、行政による農地買い入れも含めて、財政への影響を踏まえつつ多角的に調査研究・検討を行う。
- 都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借を促進するため、農業者の貸借に関する意向調査を実施し、生産緑地マッチング支援事業を推進する。
 - くにたち食育推進・給食ステーション及び地元農業者、農協と、学校給食における国立産野菜の供給率アップにつながる供給方法等について実績を踏まえて、再度検討する。

(3) 現在の成果水準を維持すべき施策

<基本施策 7 生涯学習の環境づくり>

- 国立市生涯学習振興・推進計画に基づき、関係機関と連携しながら事業を行う。
- 公民館主催事業や講座を中心に市民の学習意欲の向上や学びを地域社会に還元できる取組を実施する。事業評価を行った上で、若者支援事業や中高生の学習支援事業などを実施していく。
- 社会教育関連施設による 1 課 3 館連携会議を中心に連携を強め、事業や研修などを実施することで職員の資質の向上を図る。
- 読書バリアフリーに対応できるよう多様な資料の収集、提供を推進する。

<基本施策 8 スポーツの振興>

- 学校開放事業をはじめとする各種社会体育事業を実施する。
- FSX アリーナの雨漏り対応、第 2 体育室への空調設備などを進めていく。
- くにたち文化・スポーツ振興財団、国立市スポーツ協会、地域スポーツクラブ「くにたちエール」などとともに地域におけるスポーツの振興を図る。

<基本施策 11 しょうがいしゃの支援>

- 第 3 次国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画の推進、進行管理を行う。
- しょうがいのある方の一般就労の実態把握に努めながら、就労支援を実施する。
- 介護人材不足に対応するため、地域参加型介護サポート事業の周知や、移動支援事業の変更に取り組む。
- くにたち児童発達支援センターを中心に、子ども家庭部と連携しながら発達しょうがい児支援を充実させる。

<基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり>

- 国立市緑の基本計画及び生物多様性地域戦略を踏まえ、市民協働による生き物調査を実施し、生物多様性を学ぶことや多様性を高める活動を実践する機会を設けるほか、緑や生物多様性の保全を推進するため、市民が関心を持ち、行動するような情報発信に努める。
- 大学通り緑地帯において、市民協働で花と緑のまちづくりを推進していくほか、くにたち緑のサポーター養成塾を開催し、地域の緑化活動を指導する緑化リーダーの養成に取り組む。
- 大学通り緑地帯や街路樹の連続性など景観も考慮し、適切な剪定や維持管理に取り組むほか、樹勢状況に応じた更新を推進する。
- 営農支援に向けて、用水路並びに矢川等の水路機能の維持管理を行うほか、市内

に残された貴重な自然資源である矢川や湧水、府中用水などの水環境を市民の憩いの場や学びの場として活用していく。

- 緑地の保全や雨水浸透ますの設置促進により、地下水の涵養に取り組むほか、定期的な調査・監視を踏まえ、良好な水質を維持するために必要な対策を検討し、矢川の流量や湧水量、また、雨水涵養対策などについては、立川市とも情報交換し、改善に向けた対応策を研究する。

<基本施策 18 ごみの減量と適正処理>

- 第3次国立市資源循環基本計画に基づき、5R×Responsibility（責任）に沿った事業を展開する。これまでの5RにResponsibility（責任）をかけ合わせることで、さらなるごみの発生抑制や資源化に努めるとともに、新たな循環型社会の形成に向け取り組む。
- 循環型社会の形成に向け、民間企業等と協力し、EPRを促進する。
- プラスチックごみの資源化や食品ロス削減を推進する。
- 環境センターなどの施設・設備に関する保全を進める。

<基本施策 19 道路の整備と適正管理>

- 国立市道路等長期修繕計画に基づき、計画的に維持管理を行う。
- 都市計画道路3・4・8号線の整備について、物件調査、用地買収を進める。
- 都市計画道路3・4・14号線について、事業化に向けた検討を行う。

<基本施策 20 交通環境の整備>

- 交通不便地域における施策の充実を図るため、国立市地域公共交通計画を作成するとともに、国土交通省関東運輸局の伴走支援のもと、新技術を活用した公共交通の実証実験について検討を行う。
- 交通安全計画に基づき、交通安全対策及び啓蒙活動を立川警察署や交通安全協会、学校関係者等と協力し実施する。
- 通学路点検等で指摘を受けた危険箇所について、対策を講じる。
- 交通安全計画推進事業として道路区画線、道路反射鏡、LED街路灯等の整備、修繕を行う。
- 自転車安全利用促進計画に基づき、自転車通行環境整備を実施する。
- 民間によるコミュニティサイクルの広域化を支援する。

<基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進>

- 都市計画マスタープランの改訂を進める。
- 令和6（2024）年度に相談窓口等協定を締結した空家等専門家団体等と連携し、

市民からの相談体制を強化する。

- 令和 7（2025）年度に策定する特定空家等及び管理不全空家等の基準を適切に運用する。

(4) 市政の推進を支える施策

<基本施策 1 人権・平和のまちづくりの推進>

- 令和 8 年度開始の人権平和推進計画を踏まえ、インターネット上の人権問題など個別の課題に取り組む。
- 人権擁護委員と一体となった人権啓発活動を実施する。
- 人権月間等、当事者や庁内関係部署と連携した啓発事業を実施する。
- 総合オンブズマン制度の周知・啓発について、民間福祉事業者や子ども食堂など多方面に対して行う。子どもの人権に関する取組では、アウトリーチの機会を増やし、イベントなどを通して相談しやすい環境の整備を図る。
- くにたち平和の日、コトバ展などの事業のほか、くにたち原爆・東京大空襲体験伝承者による講話事業を実施する。戦争の体験・記憶、戦争の悲惨さを、より伝えていくため、効果的な資料の活用について検討を行う。
- 平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議を実施する。
- 公民館において、人権課題や平和に関する講座や見学会、映画会などを実施する。

<基本施策 2 女性と男性及び多様な性の平等参画社会の実現>

- 第 6 次ジェンダー平等推進計画及び困難女性支援計画に基づき、施策の展開を図る。
- 男女平等推進本部会議等により庁内の課題（審議会の女性割合等）を検討する。
- 若年層セクシュアルマイノリティ支援事業を継続して実施する。
- くにたち男女平等参画ステーションにおいて、相談事業、啓発事業を実施し、その認知度の向上を図る。
- 女性パーソナルサポート事業等、民間団体との連携事業を拡充するとともに、国や都に対して財政補助を要望する。
- 支援調整会議を開催する。
- DV 被害者支援に係る庁内マニュアルをもとに、被害者の個人情報の管理や加害者対策等について、庁内の関連部署と情報の共有、支援の強化を徹底する。
- 国立市夜間・休日女性相談事業や女性ホットラインの周知において、行政につながりにくい女性の相談を受け止め、必要に応じ市の各制度などの支援につなげる。

<基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営>

- 第 5 期基本構想第 3 次基本計画及び見直し後の行財政改革プランの進捗管理を行う。定員管理については、職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画を踏まえ、適正な定員管理を実施していく。
- タウンミーティング、パブリックコメント等により市政に多様な市民の声を反映させるよう取り組む。市長と市民との対話の会については、令和 7 年度の取組を

踏まえ必要な改善を行って継続する。

- 必要な人材の確保や欠員の迅速な充足のため、人材育成基本方針や他自治体・民間の動向等を踏まえ、新たな手法の検討・実施も含め、機動的に各種採用活動を展開する。人事異動、昇任昇格、人事評価など、人事制度全体の改善を図っていく。第4期特定事業主行動計画に基づき、引き続き女性の管理職を増やす取組を推進する。会計年度任用職員の制度の見直しも図る。必要に応じて、職員課の体制整備について随時検討を行う。
- 市庁舎内の執務環境の改善、設備更新等を進めていく。
- 業務の効率化と市民サービスの向上に向けて、国の定める自治体システムの標準化に対応していきながら、情報セキュリティ対策の徹底に配慮した上で、新たな市民サービスの展開に向けた取組を加速する。具体的には、デジタル地域通貨事業の運営、内部事務のデジタル化、窓口業務改革（「書かない」「行かない」スマート窓口の実現）、テレワークの推進、生成AI活用、RPAの好事例の横展開、デジタル人材の育成等の取組を進め、自治体DXの推進を図る。

<基本施策 27 情報の積極的な発信と共有・保護>

- 「移住促進」「来街者増加」「創業者・出店者増加」など情報発信の目的を整理した上で、目的に応じた発信対象の属性の選定、情報発信の効果を高めるための発信内容や発信手法の選定等の検討を行うとともに、必要な庁内体制整備と関係機関との役割分担の整理を行い、シティプロモーションを展開する。[再掲]
- 災害等の非常時対応として、風水害対応マニュアルに基づく情報発信体制の把握や確認を行う。
- 個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報保護制度の適切な運用を行う。
- 情報セキュリティポリシーの運営について、セキュリティ監査や研修のほか、必要に応じて情報セキュリティ対策基準の見直しを行う。
- オープンデータの公開及び更新を継続する。

<基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営>

- 近年の財政状況の悪化を踏まえ、令和6年度行財政改革取組方針及び改定予定の行財政改革プランの取組を進めるとともに、税をはじめとする歳入の動向を見極めつつ、一層の歳出の抑制・削減、財源確保に取り組む。
- 持続可能な財政運営のため、財政調整基金を一定程度確保できるように努める。
- 職員定数及び時間外勤務時間数の適正化計画に基づき、適正な定員及び時間外勤務数の管理を行う。
- 国民健康保険料(税)水準の統一を見据え、令和6年度末の答申を踏まえて対応を

行う。

<基本施策 29 公共施設マネジメントの推進>

- 国立市公共施設等総合管理計画及び国立市公共施設再編計画に基づいた取組を進める。
- 国立市道路等長期修繕計画に基づき、道路等の修繕を行う。
- 公園施設長寿命化計画に基づき、公園遊具、施設（トイレ洋式化含む）の計画的な更新工事を推進する。
- 公共建築物やインフラ施設の安心、安全な利用のため、点検等の管理と保全に努める。
- 公民連携の取組を推進し、市民サービスの向上や歳出削減、歳入増加の取組を進める。
- 学校施設整備基本方針について、公共施設等総合管理計画及び公共施設保全計画等の各計画との整合を図り、改定を進める。

第 6 令和 8(2026)～令和 11(2029)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第 5 期基本構想及び同構想第 2 次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

令和 8(2026)年度から令和 11(2029)年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。

毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。

経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。

本経営方針に基づき、4 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。

今後策定する中期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

(4) 計画事業の見積りの考え方

下記の事業について見積もること。

ア．本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業

イ．本行政経営方針において成果の向上を目指す施策のうち、施策内の事務事業の見直しをあわせて行うことのできる事業

ウ．前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業

エ．その他、真に必要な政策性のある事業

計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、その目的、内容及び実施方法等を検討すること。

事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討するとともに、費用(コスト)対効果(サービス)の十分な検討を行うこと。特にコストについては、中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積りを行うこと。

財政状況については健全化の努力を行っているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また人件費の増加や老朽化した市有施設の改修などの費用を考慮すると、予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。特に、物価高騰等の影響により、社会経済状況の見通しが不透明であることから当面の歳入減と歳出増のリスクを考慮する必要があるため、事業実施の必要性及び時期について厳しく精査を行うこと。

計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにした上で見積りを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにした上で見積りを行うこと。

人件費比率が他市と比較して最も高い水準となっており、抑制を図る必要があることから、新規事業や拡充を行う事業を企画するに当たり、正規職員のみならず会計年度任用職員についても人員増を前提としないように見積りを行うこと。

行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについて積極的に検討すること。また、令和6(2024)年度行財政改革取組方針又は国立市行財政改革プラン2027に示す取組を積極的に推進すること。

新規計画事業の予算については、実施計画として採択されたものにつき各年度当初予算に計上することを原則とし、計画事業相当の事業について補正予算で対応するものは法令や国・都制度の改正等によるものや、真に緊急やむを得ない場合に限るものであること。

上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。

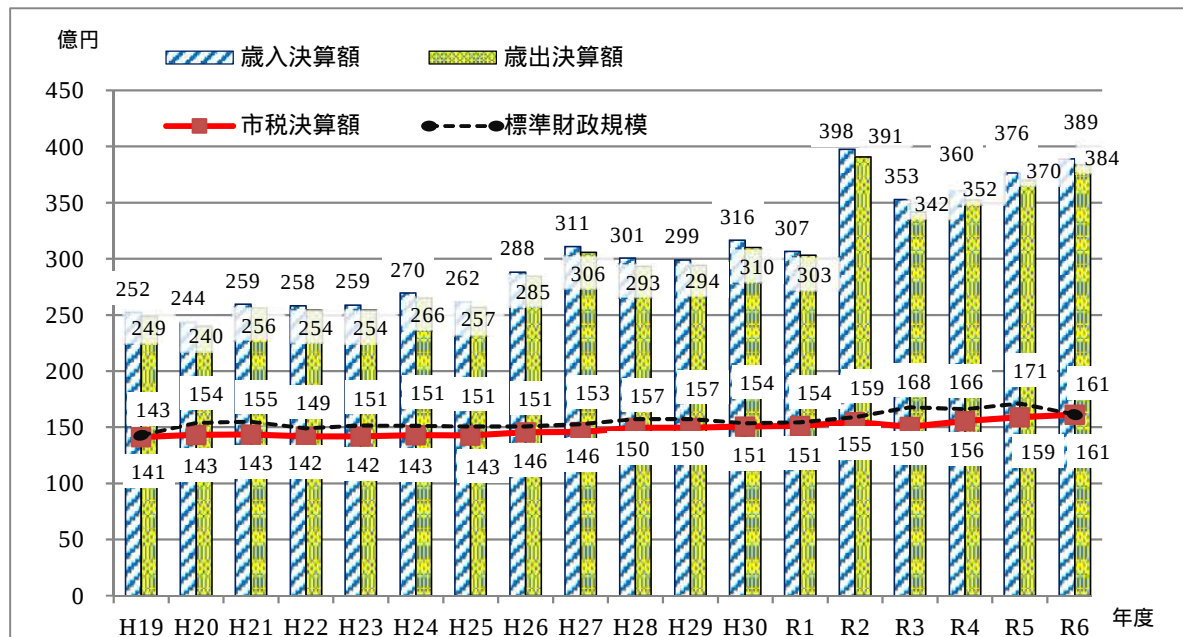
ア．行政、市民、NPO等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。

イ．受益と負担の均衡に配慮すること。

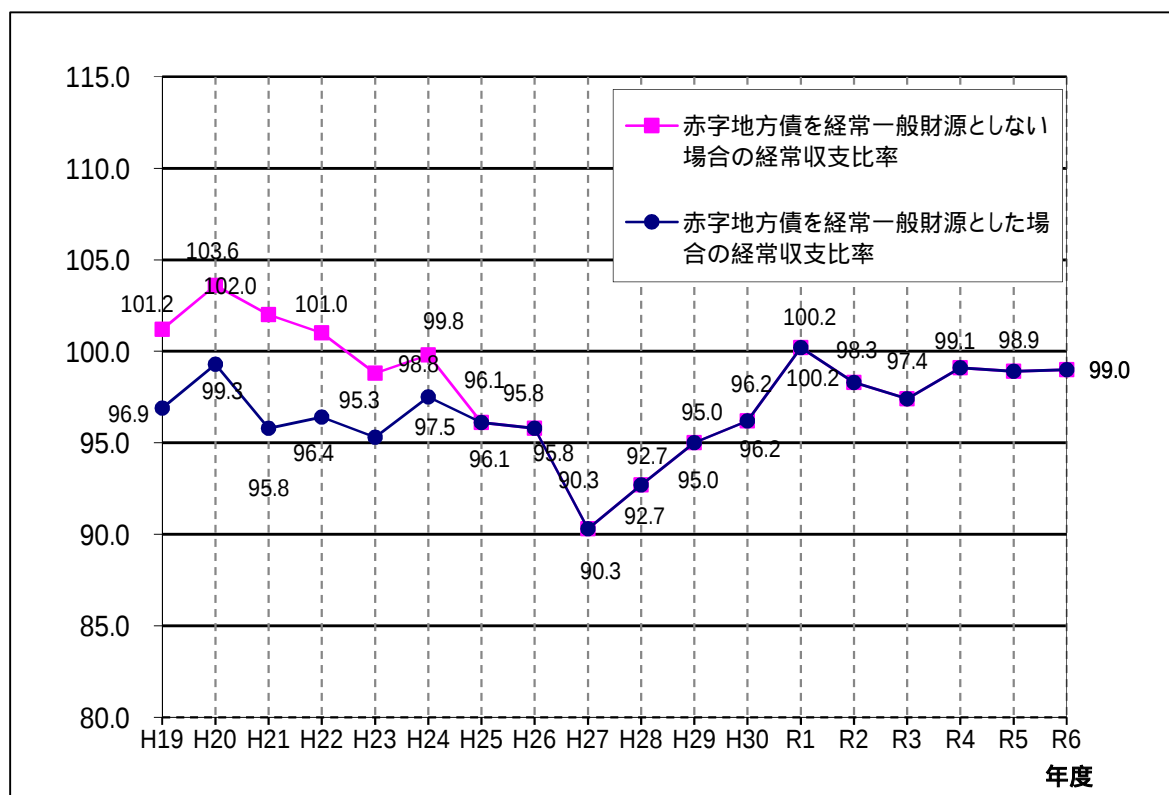
ウ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

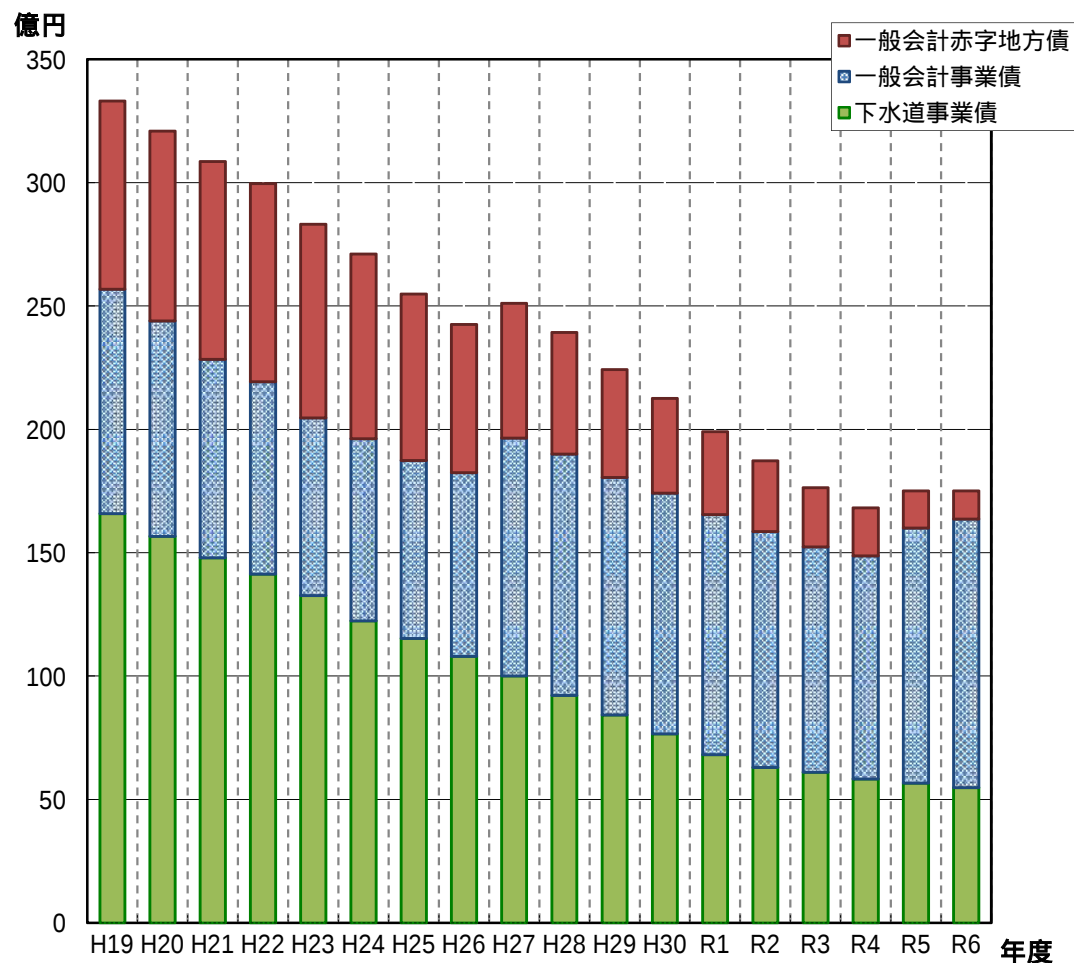
【図1 決算額の推移（一般会計）】



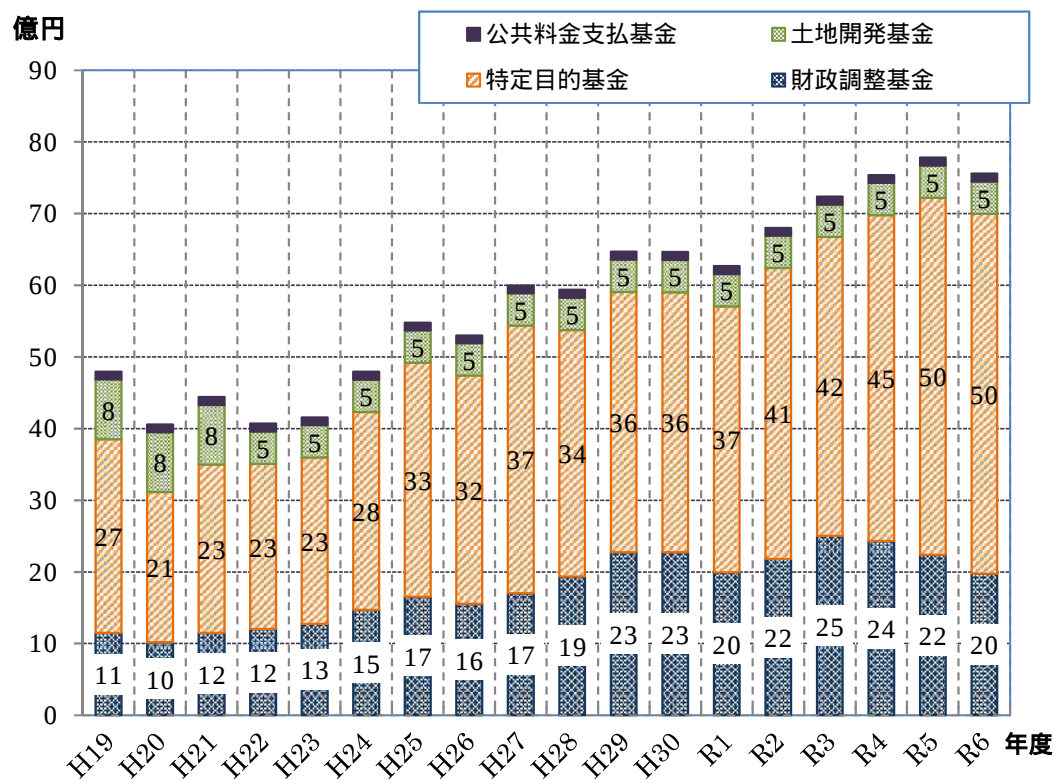
【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】



【行政経営方針策定の経過】

日 時	内 容
令和 7 年 4 月～	【事務事業の振り返り、評価】 ○各課が事務事業一覧表を作成した。 ○各課が事務事業マネジメントシートを作成することにより事務事業評価を実施した。
令和 7 年 6 月 26 日 ～7 月 18 日	【施策評価】 ○基本計画に定められている全 29 施策について施策ごとに令和 6 年度の評価及び今後の方向性について議論を行った。 ○会議出席者：各施策に関係する課長
令和 7 年 8 月 7 日	【施策優先度評価会議】 ○施策評価の結果を受け、各施策の方向性及び令和 8 年度の重点施策について議論を行った。 ○会議出席者：理事者及び部長職
令和 7 年 8 月 27 日	【庁議】 ○行政経営方針（案）の審議を行った。
令和 7 年 8 月 28 日	【決定】 ○庁議で合意された内容にて正式に行政経営方針として決定した。